

<研究ノート>

『学校図書館』誌における記入論争 1951～1955—日本における近代目録法をめぐる論争を読む (1) —

和中 幹雄

はじめに

約30年ぶりに改訂された「日本目録規則2018年版」(NCR2018)は、FRBR等の概念モデルを基盤とし、英語圏を中心とする準国際目録規則と呼ばれるRDAとの相互運用性を特に重視して策定されている。前版の1987年版とは構成も内容も抜本的に改められ、「標目」といったカード目録を前提としたいくつかの専門用語も消え去り、20世紀の代表的な目録媒体であった冊子目録やカード目録から初めて本格的に離脱することになった。

2004年にまとめられた志保田務『日本における図書館目録法の標準化と目録理論の発展に関する研究』(学芸図書, 2005)では、2004年時点までに策定された日本の標準目録規則として、次の10点の目録規則が挙げられている¹⁾。

- (1) 和漢圖書目録編纂規則 (規則 1893)
- (2) 和漢圖書目録編纂概則 (概則 1910)
- (3) 和漢圖書目録法 (案) (目録法案 1932)
- (4) 日本目録規則 1942年版 (NCR1942)
- (5) 日本目録規則 1952年版 (NCR1952)
- (6) 日本目録規則 1965年版 (NCR1965)
- (7) 日本目録規則 新版 予備版 (NCR1977)
- (8) 日本目録規則 1987年版 (NCR1987)
- (9) 日本目録規則 1987年版改訂版 (NCR1987 改訂版)
- (10) 日本目録規則 1987年版改訂2版 (NCR1987 改訂2版)

さらにこの後、2006年と2018年に次の二つの目録規則が策定された²⁾。

- (11) 日本目録規則 1987年版改訂3版 (NCR1987 改訂3版)
- (12) 日本目録規則 2018年版 (NCR2018)

これら一世紀以上に亘る標準目録規則策定や改訂の前後において、大なり小なり各種の論争が繰り広げられてきた。1932年の「和漢圖書目録法」のように、主記入論争の決着がつかず、案のままで終わったものもある。本稿は、20世紀の日本の目録規則の策定(改訂)に際して行われた興味深い論争をピックアップして、いつ誰がどのような論点をめぐって議論していたかを、それらの論考を読み込むことにより、私たちはどのような道を辿って、現在どのような位置にたどり着いているかを確認する手掛かりを得たい。本稿はこのような目的で記した、いわば微視的な研究メモである。

1. 戦後目録規則変遷の時代区分

戦前の論争は後回しにして、まず、戦後の論争から始める。

筆者は9年前に、「書誌コントロールの戦後体制に関する覚書」『資料組織化研究-e』62, 2012.4, p.11-23. ([PDF](#))において、1948年のダウنز報告から始まる国立国会図書館の書誌コントロール活動の変遷を次の4つの時代に区分して論じた。

- (1) ダウنز報告 (1948) から 1950 年代末まで
- (2) 1950 年代末から 1960 年代
- (3) 1960 年代後半から 1980 年代
- (4) 1990 年代以降

戦後の目録規則の論争も、ダウنز報告が出発点であるのは変わらないが、国立国会図書館の変遷とは微妙に異なる。本稿では、以下の6つの時代に分け、それぞれの時代で行われた興味深い論争を選んで、順次読み解いていくこととしたい。6つの時代に分けた意味については、それぞれの箇所で述べる。

- (1) 1948年～1955年

ダウنز報告から NCR1952 とその解説書『日本目録規則解説』刊行まで。

- (2) 1955年～1959年

排列規則検討を背景として登場した森耕一等の「記述独立方式」提唱とそれをめぐる記入論争。

- (3) 1960年～1969年

IFLA 目録原則国際会議 (パリ原則) の受容と NCR1965 および『整理技術テキスト』の刊行 (大学図書館と公共図書館の分離の始まり)。

- (4) 1970年～1980年

「標目未記載ユニットカード」提唱と NCR1977 刊行および JAPAN/MARC フォーマット確定まで (ISBD と MARC の時代の始まり)。

- (5) 1980年～2006年

学術審議会「今後における学術情報システムの在り方について(答申)」から NCR1987、NCR1987 改訂版、NCR1987 改訂2版、NCR1987 改訂3版の刊行まで (NCR1987 の定着と書誌ユーティリティの時代)。

- (6) 2006年～2018年

FRBR の普及と『日本目録規則 2018年版』策定まで。

2. 「1951年～1955年」の記入論争

1948年～1955年の時期の論争については、1951年3月から1955年4月まで『学校図書館』誌で繰り広げられた論争を取り上げたい。

1950年代における目録の記入方式をめぐる論争は、森耕一を中心とする非基本記入方式の提唱をめぐるものと言われているが、それは1955年以降の話である。1951年3月の『学校図書館』誌に掲載された高木春水の寄稿文から始まり、1955年4月の飯田英理の寄稿文

で終わる足掛け5年間の13編の寄稿文による論争において、森耕一は著者基本記入方式の立場で登場する。

この論争自体がなにかを生み出したものではないが、目録の記入方式をめぐる論争の典型を示しているとともに、森耕一が非基本記入方式を提唱した記念すべき論文「標目と記述の分離：目録作業の合理化のために」(『図書館界』7(6), p.195-201)の冒頭で述べているように、この論争が、非基本記入方式提唱の契機となった点でも重要である。以下に引用する。

木寺清一氏から再三すすめられて、“ル・リーブル先生への手紙”に対する返信を執筆したのが1954年10月であった。その時、二三の文献を調べて著者主記入論の根拠をもとめ、ようやく<主記入としての要件>を二つ挙げてはみたものの、十分の自信をもつことができずに

以上の2点は、著者目録を作りさえすれば果される機能であって、リテラリー・ユニットとか *identification* とかは、目録上の問題で、主記入に関する問題ではないと言われるかも知れません

と付記したのであった。

そして、高木氏(あるいは、その他の人)から反論が出されたならば、それに答えながら、あらためて真に<主記入要件>として残るものを見出して行こうと予定していたのであったが、いくつかの質問を提示したにもかかわらず、高木氏からの回答を得られないままに、渋谷国忠の“高木春木氏に答えて”と、飯田英理の“高木先生にお答えする”

を以てこの論争は打ち切られたのであった。そこで、両派からの討論を重ねることによって解決の道を見出そうという夢は、そのような形では実現されなくなった。

3. 論争の背景

論争の内容に入る前に、論争の背景について触れておきたい。

1948年～1955年は、ダウنز報告からNCR1952およびその解説書刊行までの期間である。この占領期の時代は、戦後図書館体制が作られてゆく草創期でもある。1948年12月には、日本十進分類法(NDC)やNCR1942を推奨した『学校図書館の手引』も文部省から刊行されている。

3-1 ダウنز報告

通称「ダウنز報告」あるいは「ダウنز勧告」と呼ばれる「国立国会図書館における図書整理、文献参考サービス、並びに、全館的組織に関する報告書」は、GHQ民間情報教育局特別顧問として国立国会図書館の経営指導のために来日したロバート・B.ダウنز(Robert B. Downs)による国立国会図書館経営全般に関する報告書である。技術部門に関しては、次の11点が勧告されている(以下の訳文は、「ダウنز報告書」『国立国会図書館

三十年史 資料編』(国立国会図書館編集・発行 1980.3, p.338-355)から引用)。

技術部面に関する勧告要旨

- 1 国立国会図書館は和漢図書には NDC (改訂版) を、洋書にはデューイの DC 第十五版を使用すること。
- 2 著者(カッター)番号を使用し、和漢著者用のためにはカッターの特別表を拡充すること。
- 3 図書の排架には分類及び著者番号を使うこと。
- 4 主記入はでき得る限り著者名をとること。
- 5 著者名、書名、件名はローマ字で目録カードに入れること。
- 6 洋書用、和漢書用、各別個の辞書体目録を作ること。
- 7 洋書は LC の記述目録規定に準じ、更に ALA の著者及び書名記入目録規定をもってこれを補い、和漢書には、日本目録法の改訂版を採用すること。
- 8 洋書の件名標目には LC の件名標目を、和漢書には、改訂日本件名標目表を使うこと。
- 9 国立国会図書館は目録カードを印刷し、自館用に供すると共に販売交換により他館に配付すること。
- 10 なるべく国立国会図書館に中央目録部を設立して各政府図書館を助けること。
- 11 国立国会図書館にマイクロフィルム室を設けること。

これらの勧告は、1948年6月に開館した国立国会図書館の業務の在り方を勧告したものであって、直接、標準目録法を勧告したわけではない。しかし、国立図書館が採用する目録規則は、全国の図書館に影響を及ぼすことは、勧告者ダウンズも国立国会図書館も文部省あるいは上野の国立図書館も日本図書館協会も各種図書館界の人々も、同床異夢であったとしても十分に認識していたと思われる。

ダウンズ報告書において、目録法に関する根本的問題と考えられていたのは、次のような問題であった。

- ・著者名主記入か、書名主記入か

この問題についての日本の図書館人間の意見一致はまだ見られていないと指摘している。

- ・カード等の排列はローマ字か、日本字か
- ・目録の形式は分割目録か辞書体目録か
- ・印刷カード

「上野国立図書館の印刷カードを他の館にも配布する計画が大分前から懸案になっていたが、色々の事情から実現されなかった。国立国会図書館が事実上国家的図書館としての地歩を固める以上は、今こそこの計画を実行に移すべきである」という記述がある。

- ・目録規則

「洋書はLCの記述目録規定に準じ、更にALAの著者及び書名記入目録規定をもってこれを補い、和漢書には、日本目録法の改訂版を採用すること」と勧告したことについて、次のように述べている。

目録製作規定には高度の統一が必要である。これには長い年月のうちに発達した既成の規定によるのが早道である。A・L・Aの「著者及標題記入のための目録」並にL・Cの「記述目録法」がそれに該当する。欧文図書に関しては、L・Cから印刷カードを入手できる関係上L・Cの規定を基準として、これに従うのがよいと思う。A・L・A規定もL・Cの補助として、また必要であろう。

和漢書に関しては、上述の二書は用途が局限されているので、青年図書館員連盟目録法委員会が十年以上の日子を費して決定した、日本目録法(一九四三)[引用者注：NCR1942のこと]がまず十分な用具として役立つことと思う。この書は、和漢書、洋書双方の目録法を包括しようとしているが、洋書に対しては不十分で、これによるわけにはいかない。和漢書に関する限りでは(更に改訂増補を加えればなおよいが)、この日本目録法が適当であると考えことに異存はない。日本古来の規定の如く書名に依らず、著者名に依った点が、非常に長所となっておる。日本図書館協会の委員会が協力してできるだけすみやかに、その改訂を完了し、その新日本目録法を和漢書の目録製作の基準として、採用するようにしたい。(『国立国会図書館三十年史 資料編』p.342-343)

国立国会図書館は、「日本図書館協会の委員会が協力してできるだけすみやかに、その改訂を完了」するまで、青年図書館員連盟編纂のNCR1942や帝国大学附属図書館協議会編「和漢書目録規則」³⁾や森清編「日本十進分類法 第5版」などを暫定的に使用して整理業務を始め、ダウンズ報告で示された事項のほとんどを1950年代半ばまでに事業着手している。『納本月報』(1948)、『雑誌記事索引』(1949)、『法令索引』(1950)、『全日本出版物総目録』(1951)、『官庁刊行物総合目録』(1952)、『納本週報』(1955)、『新収洋書総合目録』(1958)が次々に創刊され、和漢書に『日本十進分類法 新訂6版』(1950)とNCR1952が、洋書に『デューイ十進分類表 第14版』(1952)が適用開始され、1950年には印刷カードの館外頒布が開始されている。

3-2. NCR1952

3-2-1 日本図書館協会目録委員会の設置

一方、日本図書館協会は、「協力してできるだけすみやかに、その改訂を完了」するために、1949年7月に目録委員会を設置した。委員会のメンバー構成は次のとおりである⁴⁾。
委員長：岡田温(1902-2001)：戦前、帝国図書館司書官。1946年帝国図書館長。1948年から国立国会図書館受入整理部長。

副委員長：土井重義（1904-1967）：東大図書館に25年間勤務。国文学者。

主査：武田虎之助（1897-1974）：1930年代に臺北帝國大學の司書として著者主記入の立場から「和漢圖書目録法」批判を発表し、主記入論争に参加。戦後、東大法学部研究室に所属。日本図書館協会の国会図書館対策委員会の世話人の立場からか、ダウンズから「国会図書館の目録と分類」について意見が求められている。

実行委員：4名。すべて国立国会図書館職員。

笠木二郎：受入整理部整理課課長。昭和36年度司書職員研修教材『洋書目録法』執筆。

木原薫子：受入整理部部附室室長。

大西寛：受入整理部目録第一課古書係長。

大内直之（1911-）：受入整理部目録第一課目録係長。『英米目録規則』（AACRの北米版）の翻訳者。

諮問委員：19名（研究者、論客多数）

柿沼介（1884-1971）

加藤宗厚（1895-1981）：国立国会図書館支部上野図書館長。1930年帝国図書館司書、1940年富山県立図書館長、1944年東京都立深川図書館長、1947年文部省嘱託、1948年最後の国立図書館長。

舟木重信（1893-1975）

細谷重義

奥村藤嗣

鈴木賢祐（1897-1967）

山崎与四郎

弥吉光長（1900-1996）：国立国会図書館整理部長。元国立奉天図書館長。

植村長三郎（1903-1994）：国立国会図書館受入整理部目録第一課課長。

赤星軍次郎

天野敬太郎（1901-1992）

木寺清一（1908-1984）

村上清造（1901-1987）

小野則秋（1906-1987）

西藤壽太郎（-1982）

仙田正雄（1901-1977）

戸沢信義（1899-1995）

山下栄（1907-1979）

横井時重

3-2-2 参照した目録規則

「はしがき」によれば、策定にあたって参考とした目録規則として、次の5点が挙げられている。

(1) NCR1942

(2) 帝国大学図書館協議会制定和漢書目録規則⁵⁾

(3) 米国図書館協会制定目録規則新版 (1941年版、1949年版)

・ A.L.A. catalog rules, author and title entries / prepared by the Catalog Code Revision Committee of the American Library Association ; with the collaboration of a Committee of the (British) Library Association. — Preliminary American 2nd ed. — Chicago, Ill. : American Library Association, 1941. — xxxii, 408 p. ; 23 cm.

・ A.L.A. cataloging rules for author and title entries. — 2d ed. / edited by Clara Beetle. — Chicago : American Library Association, 1949. — xxi, 265 p. ; 27 cm.

(4) 米国議会図書館制定記述目録法 (1947年版)

Rules for descriptive cataloging in the Library of Congress. — Prelim. ed. — Washington : Library of Congress, Descriptive Cataloging Division, 1947. — ix, 125 p. ; 26 cm.

(5) ヴァチカン図書館目録規則英語版

Rules for the catalog of printed books / translated from the second Italian edition by Thomas J. Shanahan, Victor A. Shaefer, Constantin T. Vesselowsky ; edited by Wyllis E. Wright. — Chicago : American Library Assn., c1948. — xii, 426 p. ; 28 cm.

3-2-3 NCR1952 の主な特徴

1953年1月に刊行されたNCR1952は、ダウンズ報告に従った規則であり、次のような特徴を持っている。

(1) NCR1942と同様に、著者基本記入方式を採用。

(2) ALAとLCの規則を参考にした結果、「記述」(Description)の用語を初めて使用することにより、標目と記述を明確に区別して規定。

(3) 和漢書・洋書を対象とするNCR1942では洋書の規定が不十分なので、洋書については当面ALAとLCの規則に委ね、和漢書に重点を置いた。

(4) カードの記載様式：NCR1942が採用していたALA規則に基づく2段式に対して、国立国会図書館の印刷カードで使用している三段式とした。見本印刷カード500組を印刷配布して各種図書館等に意見を求め、国立国会図書館の三段式を83%が支持したためと「はしがき」に述べられている。

(5) 全体構成は次のとおりである。排列規則は含まれていない。

第1章 総則

第2章 標目

I 標目の選び方

II 標目の形式

第3章 図書の記述

I 標題

a. 書名 b. 巻次 c. 著者表示 d. 版

II 出版事項

a. 出版地 b. 出版者 c. 出版年

III 対照事項

a. 巻冊数, 頁数 b. 図版, 表等 c. 大きさ

IV 注記事項

a. 叢書注記 b. 一般注記 c. 内容細目

第4章 副出記入

第5章 分出記入

第6章 参照

用語定義

索引

3-2-4 NCR1952 の解説書

新しい目録規則について、図版を多く入れて解り易く説明した「解説」作成の要望が多く寄せられていた。日本図書館協会は、この要望に応えるために、規則刊行前の1952年11月に目録委員会とは別に、日本図書館協会目録規則解説委員会を設置した。

国立国会図書館支部上野図書館の高橋泰四郎を委員長とし、小中高等学校図書館、大学図書館、公共図書館、国立国会図書館から委員を求め、沓掛伊佐吉、芦谷清、大野沢緑郎、服部金太郎（文部省図書館職員養成所）、大西寛、細谷重義、鈴木英二、委員長を含め8名が解説委員となった。日本図書館協会は、1954年12月に『日本目録規則解説』⁶⁾を刊行し、1955年2月、解説委員会は解散した。

NCR1952が78pに対して、その解説が274pと大部になっているのは、各条項の条文解説だけでなく、292枚という豊富なカード記入例が含まれているからである。このカード記入例は画期的なものであった。

解説書刊行後に、丸山悦三郎や森耕一の批判があり、解説書作成の委員長の高橋泰四郎の反論があった。

1955.4 丸山悦三郎「日本目録規則解説批判」『図書館雑誌』49(4), p.123-127

1955.4 高橋泰四郎「現下の目録法の諸問題：「日本目録規則解説批判」を読んで」『図書館雑誌』49(4), p.128-130

1955.7 森耕一「日本目録規則に対する意見」『図書館雑誌』49(7), p.212-215, 220

1956.1 丸山悦三郎「日本目録規則解説批判」の反論に答える」『図書館雑誌』50(1), p.14-18

丸山悦三郎が問題にしたのは、未完記入と分割記入、句読法、標目の国語（外国人の仮名表記か原綴りか等）、3段式記入形式の是非、書名は標目か記述かどうか、今後の規則改訂等であった。

一方、森耕一は句読法、標目と標記、標目と記述、書名副出記入、著者副出記入、基本記

入を問題にしている。ここで、豊富な目録カードの実例を背景に、カードを並べるための「読み」の問題が、すなわち標記の問題が前面に登場してくる。これが1950年代後半の大きな課題となる。

4. 論争の内容

『学校図書館』への寄稿文13編は次のとおりである。

- (1) 1951.3 高木春水「ル・リーブル先生への手紙」5号, p.17-21
- (2) 1951.7 木寺清一「ル・リーブル先生に代って答える」9号, p.52-56
- (3) 1951.9 遠藤英三「目録法についての疑問：井の中の蛙の声」11号, p.38-39
- (4) 1951.10 滝嘉三郎「種々なる反省：第2回指導者講習に参加して」12号, p.41-46
- (5) 1951.11 天野敬太郎「小図書館のための簡易目録法：合せて、遠藤氏「目録法についての疑問」の検討」13号, p.44-48
- (6) 1952.3 滝嘉三郎「著者、著者名に関する実態調査：中学生は著者をどうよむか又どれだけ著者を知っているか」17号, p.15-21
- (7) 1952.4 高木春水「ル・リーブル先生への手紙（その二）」18号, p.48-51
- (8) 1952.9 佐藤誠一「館界で古く且つ常に新しいことの二・三について：付 司書教諭の問題」23号, p.38-42
- (9) 1952.11 高木春水「ル・リーブル先生への手紙（その三）」25号, p.48-52
- (10) 1954.9 高木春水「ル・リーブル先生への手紙（第五信）：再び書名主記入について」46号, p.39-47
- (11) 1955.2 森耕一「高木春水氏に申し上げる：ル・リーブル先生に代って」51号, p.26-31
- (12) 1955.3 渋谷国忠「高木春水氏に答えて：ル・リーブル先生に代って」52号, p.49-55
- (13) 1955.4 飯田英理「高木先生にお答えする：ル・リーブル先生の代り」53号, p.45-50

13編の寄稿文の論点の中心は、著者(名)主記入がいいか書名主記入がいいかである。その点で、1930年代当初の主記入論争の蒸し返しという側面がある。この戦前の主記入論争については、別途読むこととし、ここでは、それ以外の論点も含む13編の寄稿文を順次読んでゆくこととしたい。

<寄稿文(1)>

1951年3月の高木春水（途中から、著者名は高木春水に何故か変わる）の「ル・リーブル先生への手紙」と題した寄稿文(1)が論争の始まりである。高木は、「ル・リーブル先生、久しくご無沙汰して申訳ございません。先生にはますます御元気で、それに最近には、二十年も前に絶版になって、稀覯書として高価であつた先生の御著書が改めて再刊されます由、まことに御芽出度く、心からお喜び申し上げます。」と挨拶し、「さて、日本の図書館事業も、戦後は急速に発展いたしまして、最近にはその方面の諸大家先生の御著書が、読み

切れないほど、続々と発行されつつありますことは、実にうれしいことでもあります。・・・私はそれら貴重な指導書を拝見しつつ、教えられるところ多く、深く感謝いたしていますが、素人の田舎者の悲しさ、尚、わからないところも多くありますから、今日は恥を恥とも思わず、一番懐かしい先生に、かつての学生時代のように、少し甘えたい気持で、御たずね申しあげます。何とぞ、御笑いになりませんで御教示下さいませ。」という願いをする。

このように寄稿文は、「素人の田舎者」（地方の学校図書館の職員）から図書館学の大家（ル・リーブル先生）という人物への手紙という趣向となっている⁷⁾。

高木が批判的に引用している3つの文献は、タイトルのみで明確な書誌事項を引用していないので推測するしかないが、おそらく次の文献であろう。

- ・『学校図書館の手引』文部省編 師範学校教科書, 1948
- ・『学校図書館[学]概論』(学校図書館学叢書; 第1) 図書館教育研究会編 学芸図書, 1950
- ・U氏[植村長三郎]『学校図書館の運営法』文徳社, 1949

高木がこの寄稿文(1)で提出した疑問は次の2点にまとめることが出来る。

(1) 選書・発注方法への疑問

見計らい方式が一般的である。にもかかわらず、図書館学の指導書、解説書、入門書（『学校図書館[学]概論』と『学校図書館の手引』を引用して）では、「購入すべき図書をあらかじめ選択したならば、次に注文書をカードに二通書いて、その一通を書店にやって注文せよ。というように書かれています」といったことを縷々述べた上で、これらは時間の無駄で実務に即しない、注文カードを二通も書く力と時間があつたら、本の現物によって、本格的な事務用カード、書架カードを書くことが本筋の話だと素人考で考えるが如何、と。やや揚げ足取りの質問である。

(2) 基本カード目録はすべて著者名をもとにしていることへの疑問

人々は著者名ではなく書名で本を探すことが多いにもかかわらず、何故、著者名第一主義を強調するのかという疑問である。

新聞雑誌の広告宣伝において、又書籍そのものの実物において、書名第一主義、著者名は附属品主義が実行されている現在、読者、即ち、図書館の利用者が、書名にたより、書名によって検索することは極めて自然でありますまいか。著者名による利用者などは実に極めてまれであるという現実を離れて、図書館の大家先生のみが、「書名を尊重するのは旧式」だなどと言われますのは如何なものでしょうか。書名尊重が旧式だと排撃され、著者名第一主義を強調されるにもかかわらず、その民主主義的、個人主義的なそして進歩的な知識人の図書館学の書籍そのものが、なぜ、昔ながらに、書名第一主義で出版されるのでありましようか。又なぜその広告宣伝もほとんど著者名などは、あってもなくてもよいような扱方をされているのでありましようか。

本来伝えたかった疑問はこの点にあり、寄稿文(9)(10)でより詳細に述べられることにな

る。彼は最後に次のように締めくくっている。

ル・リーブル先生、私には、まだカードの記入方法についても疑問があるのでありますが、あまり長くなるのは恐縮でありますから今日はこれでやめさせていただきます。先生はきっと深切に私の疑問を氷解して下さることと存じますが、先生も御多忙でございますから先生以外のどなたかに、代わって答えて下さるよう御高配下さっても結構であります。ではごめん下さい。

この締めくくりの言葉を受けて、質問に答えるのは常にル・リーブル先生本人ではなく、代理回答の形式でのみ答える展開となる。

<寄稿文(2)>

大阪大学司書官である木寺清一は、高木春水の趣向に合わせ、「一切執筆を御控え願って居る実状の故、不本意ながら拙者一第十七番目の末弟子一に代ってお答え申し上げるよう、貴翰末尾の御言葉に従って御下命があったので」という言葉で「ル・リーブル先生に代って答える」と題した文章を始める。木寺は高木の設問を次の五点に分けて回答している。

設問一「諸大家先生の図書館に書店が見計いを届けるや、否や？」

設問二「大家先生は見計いが来ていても注文カードを作るや、否や？」

設問三「図書館の正しい運営法においては注文カードが必要なりや、否や？」

設問四「基本カード目録はすべて著者名をもとにすべきや、否や？」

設問五「函架目録に著者名は不必要なりや、否や？」

揚げ足取りとも思われる設問一から設問三への回答は不要であったであろう。設問四と設問五も、大学図書館や洋書の事例を引きながら回答することと、次のような慇懃なあるいはやや小馬鹿にしたような言い回しが反感を買う結果となったのかもしれない。どちらもどちらではあるが、木寺の言い回しは次のようなものであった。

・・・この長ったらしい頭にわかりのいい「見出し語」をつけることを考え出したのが、この「標目」と称するもののそもそもの始まりであるかの如くにかすかに聞き及んで居ります。この標目に「著者名」をもってきたのは従って余りむりなくうなずけるでせう。
・・・記入のことを「エントリー」、標目のことを「ヘディング」、書票のことを「カード」、いやこれはアベコベでしたか。

木寺が挙げた著者主記入の論拠は次の2点である。

- (1) 洋書では書名の主要語 (Catch word) がなかなか出てこないため標目になりにくい。
- (2) 国際性を考えると、和書だけ別個の記入形式をとるのはよくない。

<寄稿文(3)>

静岡県学校図書館協議会の遠藤英三は、見た夢の話として、次のような会話を書き記す。

「君は大分勉強されたようですが、まだ目録法がよくわかっていませんね。条文と云うものは出来るだけ簡単にされてあるのですよ。条文にないから目録法にはずれている等と考えるのは間違いですな。」

「それはそうかも知れません。しかし、先生は国会図書館の印刷カードは三段式の記入法であって、之はNCRに規定された二段式に違反しているとおっしゃいますが、そんな条項はないではありませんか。」

「君はわからん人だね。今も云った通り条文にないからと云って間違っているときめるのはいささか早合点だよ。二段式は前からの慣習なんだよ。不文律と云うやつさ。わかったかい。」

そして、この夢を見た理由を、「理科系の人間である私は色々の図書館学の本を読みますと、どうしてそうならなければならないか、何故そうするのかの理由が示されてなかったり、又示されてあっても何となくうなずけないものであったりするのに悩まされて居ます」と述べ、**how** よりも **why** がいかに大事かを示す「皆様の中で、此の目録法の不文律のよって来る所を説明して、どうしてもこうでなければならぬ理由を教えて下さる方はないでしょうか。」という重要な疑問を提出している。

<寄稿文(4)>

静岡県立葵文庫の滝嘉三郎による寄稿文は、慶應義塾大学で開催された文部省主催の第二回指導者講習会での経験談を語ることから始まる。

まず、ギトラ教授の「歴史的に見て、公共図書館に発展したところは、民主主義の発達したところである。何故ならば、奉仕の精神こそは、民主主義の重要な一部であること、トンカツが豚肉の一部であると同様である」云々という言葉に感銘したこと、コロンビヤ大学のフリック教授指導のワークショップにおけるNDCやNCRの評価をめぐる討議の模様として、「そうだ。ことに著者名主記入論に反対すれば、その館から追出されかねない程の危険を感じねばならない時機もあったのだから！」という会話が、「強く、苦しい感情をこめて語られた」ことへの驚きを述べる。

このような経験談を伝えた後、『学校図書館の手引』に記載された「悉く、NCRを根拠にしている」目録記入法に対して、「本当に利用者たる生徒のことを考えたのであるか」という疑問を呈する。

・・・これをつくった人々青年図書館連盟目録法制定委員会の委員の顔ぶれを見ると、

その人達が、殆ど大学図書館員であることに気がつくこのことは、重要なことである。

・・・NCR に対する私達の不満の一つは、あまりにも ALA 規則の直訳であることである。しかしこれは、洋書を多くもち、それを和書と共に混一ファイルにする大学図書館においては、図書館員の目録整理の要求にかなっていないのであろう。

・・・子どもは著者名に関心がうすい。・・・著者名に無関心である生徒用の目録に、著者名主記入の目録をすすめているというのはどういうことであるか。

このような疑問を呈した後、戦前の加藤宗厚の「著者主記入論」の内容の吟味に入り、加藤の提示した主記入の要件を挙げて批判する。

(1) 主記入は、より安定した標目をあげなければならない。

著者名の「読み」は難しい。和書の場合は、日本語の「特殊性に原因」して、この命題は成り立たない。

(2) それ自らによって、他と区別し得る標目を使わねばならない。

和書においては、著者主記入は、同人異名の方が、同名異書よりももっと大きな弱点を示す。

(3) より記憶し易い名辞を使わねばならない。

毎日の新聞を見てもわかる通り、出版物は悉く書名によって宣伝されている。

これらの主張は、戦前の南論造「和漢書目録法における書名主記入と著者名主記入：兩者の得失に対する私見」(『図書館雑誌』27(5):162, 1933.5, p.100-103) と同主旨であり、一層詳細で完全であると高く評価している。

次に、木寺清一の寄稿文(2)における「国際性」の必要に対して、次のように批判する。

国際性ということのみの為に、洋書を基にした目録記入によって、現在の日本人に不便を感じしめてもよいのであろうか。

・・・日本の図書館学、特に目録の困難さは、日本語の特殊性にもとづくものであるから、その解決なしに、(解決はむつかしいが) 簡単に国際的がよいとは云えない。まして、日本人の利用者の不便を感じたなら、奉仕の念強き人々が、著者名主記入に疑問をもち、又は反対するのは当然なことである。

日本語漢字処理が実現した現在においても、この問題は完全には解決していない。

最後に、学校図書館の自主性を説いて終わる。

学校図書館こそ、多くの創意、独創によって、最も進歩した方法をつくりあげ、もしもそれが、よきものであれば、公共図書館の方がそれを採り入れるべきであって、(それは御互にである。) 学校図書館の特殊性を、自覚をもって、自主的に強くもっていないならば、何度でも、「学校図書館の手引」の失敗が繰り返えされて、改められる時は

ないのである。

・・・「閲覧者には、如何なる種類の目録が一番役に立つか？」という主題について、フリック教授は、次のように私達に説いた。

「アメリカでは辞書体目録が、最もよいものに思われているであろう。それは事実である。しかし、日本には日本の事情がある。皆さんの図書館で、どんな目録が最もよいか？それを決定するものは、アメリカではなくて、皆さん自身である。そして最も良い目録とは、その目録を利用する人にとって最もよい目録という意味である。」

<寄稿文(5)>

書誌学者・図書館学者である天野敬太郎は、人手の少ない小図書館がむしろ、中・大図書館の方式を強いられて来た様にも見受けられることを認め、「小図書館のための簡易目録法」を提案し、高木春水ではなく、寄稿文(3)の遠藤英三の疑問に答えている。

著者主記入は児童や大衆とは縁が薄く、むしろ書名主記入の方が適当であるという著者主記入目録の不便論に対して、これは主記入の問題と備付目録の種類の問題とが混線している。主記入とは、辞書体目録の基礎として著者主記入目録を起用しているのであると指摘する。人手の少ない図書館では件名目録の半分を兼ねる書名目録を最初に作るのがよいではないかという提案である。

目録カード様式については、標目は著者を書く場所とする方法と、標目は単に排列のための見出しとして取扱い著者は書名の次に書く方法と二つある。前者が三段式の国立国会図書館の印刷カード様式であり、NCRは後者を強要する様に思われるとして、前者の国立国会図書館の印刷カード様式を、理論的にも、見やすい点にも他より最も優れていると推奨する。

さらに、「著者主記入」によるさまざまなカード様式を研究した論文「目録カードとその書式」(『図書館界』2(2), p.33-41)を紹介している。

<寄稿文(6)>

寄稿文4に引き続き、滝嘉三郎は、中学生を対象とした著者、著者名に関する実態調査を報告したのがこの寄稿文である。

- ・静岡市内の中学校で、その学区父兄は商工業者が大部分。生徒は、毎週一時間以上のスタディホールの時間をもって図書室を利用。
- ・中学生全集等の50名著者名にふりがなをつけさせる(正読最高32名、平均12.1名)。
- ・ポピュラーな日本書12種、外国書13種の書名について著者を記入させる。
- ・著者について、その主なる著書を記入する。
- ・書名と著者について、両者を同一数字に結び合わせる。

このような実態調査の結果から、著者主記入論者に犯している二つの誤りを指摘する。

第一の誤りは根本的なもので、綴字さえ知っておれば、楽に検索出来る外国の著者名と、文字はよくわかっていても、幾通りにも読める(又は全く読めない)日本の著者名とを、同

質のものと考えている点である。

第二の誤りは、著者と本との関係が第一義であるという理論を、そんなことには無頓着な一般の利用者、殊に学校図書館にもそれを押しつけているということ、即ち、対象に対する認識の不足、或は図書館学者独善というその態度である。

<寄稿文(7)>

高木春水の2回目の寄稿であり、その内容は、木寺清一の寄稿文(2)と天野敬太郎の寄稿文(5)への反論である。

木寺清一には、次の2点で批判している。

第一は、学校図書館(小・中・高校)のことを問題としているのに対して、大学図書館の規模や実例をもって答え、書架目録について、洋書の例をもって答えていることは適切ではないという点。

第二は、「図書館は五十年先のことを念頭に基礎づけるべきであるとは、ル・リーブル老先生の御持説である。」と述べていることについて。「そんな五十年後のことを念頭におくよりも、現に今、自分の図書館を利用する生徒のことを、最も親切に、真剣に考えてやることになによりも大切だと思います」と反論している。

天野敬太郎に対しては、「書名主記入論をいう者は、主記入ということと、備付目録の種類を混線している」という指摘に対する反論というよりも、自分宛の回答でなかったためか、反感のニュアンスが大きい。

最後に、「学校図書館の手引」などのスタンダードを勉強せよと言われていることに対して、「学校図書館の混沌未分の萌芽時代には、一応の参考とすべきものはあっても、スタンダードなどあるはずはない」と述べているように、期待した教示がなかったことへの憤懣のみが目立つ寄稿文である。

<寄稿文(8)>

長野県議会事務局の佐藤誠一の寄稿文は、図書館政策を担う役人の立場から、「書名主記入か著者主記入か」「標準分類表設定の可否」「カードの排列」および「司書教諭の問題」という学校図書館運営上のホットな話題を整理してまとめたものなので、ここでは内容紹介は省略する。

<寄稿文(9)>

ここから何故か署名は「高木春木」に変わるが3回目の寄稿である。第3回全国学校図書館研究大会(小田原)の報告である。以下のような二日目に開かれた目録部会での議論を伝えている。

一 学校図書館独自の道はよいかわるいか

T氏(おそらく滝嘉三郎)の次の発言に賛同する。

図書館の技術方法について、日本の図書館全部が、一つの型にはめなければならないということは、学校図書館からいえば、児童生徒の成長発達の可能性と、教育の効果を信じていないものの言葉である。

二 今までに権威者が果して学校図書館の権威者でもあるか

専門部会には、「学校図書館の手引改訂版」の立案責任者たる M 氏（おそらく森清）、NCR1952 の関係者として、上野の図書館員の Y 氏（おそらく弥吉光長）、東京大学の D 氏（おそらく土井重義）が出席している。

分類目録についての一部が検討された際、M 氏は、「学校図書館の手引改訂版」に関する多くの質問者に対して、殆んど大部分の場合、「NCR にそうなっているから、それに従ったままである。」と答えていた。「M 氏には、M 氏の信念がおありでしょうから、この答えに関する限りは、それでただしくあったであらうでしょう。」と M 氏を立てた上で、次のように批判する。

ただ問題は、学校図書館一般にとって、NCR は、そもそもどのような関係をもっているものであるか、ということでもあります。

申すまでもなくそれは、今から廿年近くも前、大学図書館員や、大公共図書館の人々によって、しかも洋書本位につくられたものであります。

・・・しかるに NCR は、学校図書館に出現を予想せず、その利益をも何ら考慮していないのでありますから、学校図書館は、NCR については、それを守るべき義務や又その権威を感じなくてもよい筈であると思うのであります。

・・・M 氏は申すまでもなく、分類の権威者であります。だからといって、必ずしも学校図書館についての権威といえるかどうか、は疑問ではありませんか。M 氏や同じ上野の図書館員で、この日出席せられていた Y 氏、東京大学の D 氏など、それぞれ権威者ではありましようが、今までに、学校図書館を立派に運営せられた実情は何一つ無いではありませんか。

三 著者主記入論者は実生活の上でもそれを実現しているか

この問題でも、T 氏の発言を中心に論じている。それをそのまま引用する。

・・・静岡の T 氏は、学校図書館においては、その特殊性と、又日本の本の特殊性によって、書名を標目にする方が、利用者にとって便利であるといわれました。そしてその理由として、本誌第十二号「種々な反省」に、T 氏自身が述べられていると同様にこと、即ち、「著者主記入論者は、著者の方が標目として安定している。他と区別しやすい。書名よりも記憶しやすい。とっているが、それは殆んど逆である。」と実例をもって

説明せられたのであります。これに対して上野の図書館の Y 氏は「この問題は、既に昭和二十年前に解決したものであるが、改めていうならば、著者が本を代表しているから著者を標目とする方が理論的に正しい。又 T 氏があげられた著者の読み方が不安定であったり、読めないということについては、立派な辞書が既に出来ているし、これからも出来ようとしているから、それによって救うことが出来る。」と答えられました。

・・・古き図書館人というものは、利用者が手がかりになるものとか、便利とかいうことよりも、図書館員自身のことを第一に考えているものだということが、愈々明かにせられたことになったのであります。人名辞典を引けば救われるのは図書館員だけではありませんか。一般の利用者が、全部人名辞典を買って手もとにもっているわけではありませんし、又カード検索の前に、辞書を引いてから見る、ということが行われるわけでもないのに、簡単に、辞書を引けば救われるといっているのであります。主記入としての標目は誰のためにあるのか。考えて見るまでもないことでありましょう。

・・・自身が日常生活の全部の上に実行出来ない理論というものは、何であろうか。

四 分類と目録との矛盾した関係をどう思うか

五 書名目録は副記入でもよいではないか、ということについて

六 理想的な目録が出現した以上

最後に秋岡梧郎氏の考案による目録形態の一種である「カード簿」⁸⁾の実際を見て感激し、次のように締めくくる。

カード目録のごときは、歴史的には、冊子目録に次ぐ原始的なものであって、加除と、順序変更が可能である以外、欠点の多いものなのであります。しかるにこのカード目録の欠点、冊子目録の欠点を除き、両者の長所のみをあつめられた「カード簿」という形式のしかも理想的なものが、秋岡氏の廿年の苦心によって完成され、その現物を見せて頂くことが出来たことは、実に有益かつ嬉しいことであります。

・・・私は、今回の研究大会のうち、目録専門部会の主要な問題であったものが、その「カード簿」を見せて頂いた瞬間に解決したのだと思った次第であります。「学校図書館は前進する。」のであります。

<寄稿文(10)>

高木春木名義での2回目の寄稿で、「図書館の自由に関する宣言」の原案が提出された1954年5月東京開催の全国図書館大会に参加した折の感想から始まる。

何よりも図書館の内側に於いてこそ自由は確立されなければならない。・・・著者主記入に反対して書名主記入を云うとくびになるような非民主的な空気が、二十年前にもあり、更に現在にもそれが引続いてあるというのは、どういう理由によるのでありま

しょうか。

この後、「書名主記入は偏向か」、「図書館から逃出したくなる自由」、「数字に対しては数字を」（図書館統計、利用者調査の結果の尊重）、「著者の姓と漢字の読みの問題からして、著者の方が書名よりも安定性がある」「日本の図書館発展の為と学校教育の発展の為とは何故対立するか」「子供のためにある学校図書館に大人用の既製服（NCR）を着せる」「科学を扱う図書館学者と事実を扱う図書館員」といったように、滝嘉三郎の寄稿文(4)と同様の内容とエキセントリックの論調が続くだけなので、引用と内容紹介は省略する。

<寄稿文(11)>

森耕一は、「直接には木寺先生から」依頼を受けて執筆したと語っている。「ル・リーブル先生に代って」と副題のついた寄稿は、木寺清一の寄稿(2)以来である。

学校図書館と大学図書館の問題は、「図書館は一つであるかないか」あるいは「図書館のためのルールは統一されるべきか、統一の要はないか」という問題として、「とりあげるべきものと思う」と述べ、図書館の自由については、「目録法上の説（著者主記入と書名主記入にせよ、二段式と三段式にもせよ）の一方が民主的で、他方が封建的という説明には、私は絶対反対です」と常識的な考え方を論ずるように述べ、「感情をまじえない」ように議論しようと訴える。

その上で、次のようなきわめて重要な指摘を3点行っている。

第一は、「目録の利用価値は、利用者の立場から評価され得るでしょう。しかし、主記入の問題はそれだけでは片づきません。別のファクターが関係して来ます」というように、「別のファクター」を明示した点である。

第二は、別のファクターとして、二つの「主記入としての要件」を提示した点である。

第一。図書を探すてがかり。手がかりは各図書に対して特徴的なものが多い。

Identification（個として識別すること、個別化、あるいは識別とでも意識しましょうか）のためには、著者と書名とでは、どちらがすぐれているか、・・・概していえば著者の方が特徴的なのではないのでしょうか。

第二。主記入目録としては、リテラリー・ユニット（註）の構成されることが望ましい（ALA 目録規則、序言）のですが、書名目録では、リテラリー・ユニットが構成されません。

（註）直訳すれば「文献的単位」

あるいは、以上の二点は、著者目録を作りさえすれば果される機能であって、リテラリー・ユニットとか、**identification** とかは、目録上の問題で、主記入に関する問題ではないと言われるかも知れませんね。

第三は、今後の議論を深めるために、次の「七つの設問」を出した点である。これらの設問は、1950年代後半の記入論争につながっていくものと思われる。

- (1) 書名主記入の場合、第二次排列の基準はなにに求めるか。同一分類、同一件名内では、記入は何の順によって排列するか。
- (2) 書架上の図書は、同一分類内はいかなる順序に排列するか。図書記号はなにによって与えるか。
- (3) 「続・・・」という書名の図書は、いかに扱うか。
- (4) 冠称はどう扱うか
- (5) のちの版において改題された場合どうするか
- (6) 翻訳書は、訳者によって訳書名を異にすることがしばしばあるが、どう扱うか。
- (7) 学校図書館は「書名主記入」、大学図書館が「著者主記入」となった場合、目録規則が二本建てになるがよいか。公共図書館はどちらに入るか。

この問題の議論では、和漢古書の問題は切り離してほしい。和漢古書については、私自身、不案内ながら「書名主記入」がよいような気もしている、と述べている。

あくまでも「冷静に、慎重に」に議論してゆこうという呼びかけで終わる。

<寄稿文(12)>

前橋市立図書館長の渋谷国忠は、初めて、「ル・リーブル先生への手紙」といった仮構の枠組みを取り払おうと提案する。

最初に私は二、三のことを君に告げておきたい。そのひとつは、私はル・リーブル先生などという、君が創作した人物の代理ではないということである。私は私である。共に共に図書館の発展のために微力を捧げる同志の一人として、妙な脚色を用いないで、まっすぐに君と語りたい。

・・・私は君が「手紙」で取っているような論争的ポーズをやめて、普通の研究論文の形で図書館学に対する君の実績を示すことを、君のために希望する。

渋谷館長は、自分自身はNCR等々の盲信者でない、前橋市立図書館はNDCに切り替えていないし、NCRに準拠していないことを告げ、このような者でも、君の「手紙」の根本的な「偏向」を批判するときつく語る。具体的な批判は次のようなものである。

著者主記入ということは、主記入の標目を著者名にするだけのことである。最初に作る目録を著者目録にするということではない。

・・・最初に作る目録は、現在学校図書館界の最も有力な通念では、件名目録ということになっている。

・・・著者主記入でも、閲覧用目録は、件名、書名、著者、どの目録から始めるのも自

由である。

- ・・・もちろん閲覧用目録の前に書架目録を作らねばならない。
- ・・・標目は図書を排列する手段である。

さらに、標準化に反対する態度を「真相を見誤まる統制恐怖症」と呼んで、次のように批判する。

「学校図書館の手引」によって代表されている学校図書館の主流を、どうして「全体主義的統制」や「既成事実」に結びつけたがるのか甚だ「不可解」である。

・・・君は「標準」ということと「統一」ということとを混同しているらしい。NDCは標準分類法である。

・・・NCRも同じことで、これは一つの標準目録法である。

さらに、論争では直接あまり話題にならなかった「ユニット・カード」（単位カード制）と印刷カードに触れる。

・・・主記入とは元来ユニット・カード（単位カード制）において、特にそれを印刷で作成するとき、その機能と真価を発揮する。

・・・そればかりでなく、標準目録法（標準分類法も）は印刷カードを、すなわち多くの図書館の目録カードを共同で作成することをも予想している。ここに至って君の統制恐怖症は極点に達する。

最後に、次のように締めくくる。

「手紙」を書くのは自由であるが、願わくは学校図書館のために建設的に寄与するような態度と方法とに立脚したものであってほしい。

<寄稿文(13)>

論争の最後となる飯田英理の寄稿(13)では、これまでの議論の論点が次のように整理される。

A. 書名主記入主張の論拠

- (a) 図書の体裁、宣伝、利用者の記憶において、図書を代表するのは書名である。
- (b) 著者名の読みは難解なものが多く安定的ではないが、書名は安定している。
- (c) 書名（ないしは件名）から図書を探すのが多いことは調査による統計が示している。
- (d) 著者不明の図書はあるが、書名のない図書はない。

B. 反対の論拠

- (a) 洋書では書名の主要語 (Catch word) がなかなか出てこないため標目になりにくい。

(木寺)

- (b) 国際性を考えると、和書だけ別個の記入形式をとるのはよくない。(木寺)
- (c) 主記入と備付目録とを混戦している。(天野指摘)
- (d) 目録はリテラリー・ユニットを構成するものでなければならないが、書名主記入では出来ない。(森)
- (e) 図書の求め方は件名が第一で、書名は第二である。(森)

C. 加藤宗厚の「主記入論」

- (a) 主記入はより安定した標目をあげねばならない。
- (b) それ自らによって他と区別し得る標目を使わなければならない。
- (c) より記憶しやすい名辞を使わなければならない。
- (d) 著者主記入とすることは著者の人権を尊重することである。
- (e) 書名は偶然的なものであり、著者の名は安定している。

最後、飯田自身の論拠を「基本記入になる基本目録とは事務用目録のことであり、閲覧用目録 (public catalog) とは異なるものである」ことを前提として、ル・リーブ先生から聞いた言葉を伝える。

老先生におたずねしました所、「加藤君のいう所は主記入論の本質を十分に述べていなかったのが間違いのもとだった。主記入の問題と備付目録の混同を起させたのはそのためだ。しかし高木氏は加藤君や、天野君、木寺君の意見をいささか曲解している。主記入の標目を何にするかは、その図書の著作権 (ママ) (Authorship) が何処にあるかによってきめるべきものなのだ」とおっしゃいました。もっとも「加藤君にしろ、木寺君にしろ、天野君にしろ説明が舌たらずで、不親切だったから、誤解が起るのも無理はないが。

つまり主記入の標目には何をとるか、その本を生み、その本の内容について責任を負うべきものが何であるかによって決定すべきものなのだそうです。この考え方は根拠のあることだと思いますが、如何でしょう。

この論文の直後 (p.50 文末) に編集部からの次の通知が掲載されている。

編集部 本論を最後とし、今後書名主記入論に対する手紙はル・リーブ先生におとりつぎいたしません。次号より「件名目録有害論」(第四十四号) をとりあげたいと思います。

5. 若干の感想

70 年前の 1950 年代は、カード目録の時代であり、印刷カードもようやく始まったばかりであり、各図書館が細々と手書きカードを作っていた時代である。このことを念頭に置か

ないと「なんとなくつまらない話をしている」と誤解してしまいかねない。拙いメモであったが、現時点から見ても、いくつかの重要な議論がなされていることに気づく。

「主記入」（あるいは「基本記入」とはなにか。コンピュータ目録の時代になって、もはやこれは不要の概念なのか。

「主記入」自体の本質は、「著作を抽出する仕組みの一つ」と筆者は考えている。このような考え方に基づいて本質的な議論をしようとした論者は、主記入の要件として「リテラリー・ユニット」を挙げた森耕一だけだったように思える。飯田英理の寄稿文の中に「著作性」という文字に出会ったときハッとしたが、Authorship の日本語訳であること、他の箇所は「著者性」と記述しているので、これは誤植の疑いが濃いようである。

「リテラリー・ユニット」は、その後「文献単位」と訳され、さらに「著作単位」という用語で表現されるようになる概念である。

注

1) 各規則の書誌的事項は次のとおりである。

- (1) (規則 1893) 『図書館管理法』文部省編。金港堂書籍, 1900. p.127-132.
- (2) (概則 1910) 『図書館管理法』文部省編。[改訂版]。金港堂書籍, 1912. 附録 6p.
- (3) (目録法案 1932) 『図書館雑誌』第 26 年第 4 号。1932. p.75-84.
- (4) (NCR1942) 『日本目録規則：略称“N.C.R.”』青年図書館員聯盟目録法制定委員会編。第 1 版。1942. 間宮商店, 1943. 122p.
- (5) (NCR1952) 『日本目録規則』日本図書館協会目録委員会編。1952 年版。日本図書館協会, 1953. 78p.
- (6) (NCR1965) 『日本目録規則』日本図書館協会目録委員会編。1965 年版。日本図書館協会, 1965. 247p.
- (7) (NCR1977) 『日本目録規則』日本図書館協会目録委員会編。新版 予備版。日本図書館協会, 1977. 104p.
- (8) (NCR1987) 『日本目録規則』日本図書館協会目録委員会編。1987 年版。日本図書館協会, 1987.9. 324p.
- (9) (NCR1987 改訂版) 『日本目録規則』日本図書館協会目録委員会編。1987 年版改訂版。日本図書館協会, 1994.4. 369p.
- (10) (NCR1987 改訂 2 版) 『日本目録規則』日本図書館協会目録委員会編。1987 年版改訂 2 版。日本図書館協会, 2001.8. 397p.

2) 二つの規則の書誌的事項は次のとおりである。

- (11) (NCR1987 改訂 3 版) 日本図書館協会目録委員会編。1987 年版改訂 3 版。日本図書館協会, 2006.6. 22, 445p.
 - (12) (NCR2018) 日本図書館協会目録委員会編。2018 年版。日本図書館協会, 2018.12. 11,761p.
- 3) 『和漢書目録規則』帝国大学附属図書館協議会編。大阪帝国大学附属図書館, 1936. 18p. 謄写版
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1144269>
- 4) 国立国会図書館職員については 1949 年 12 月現在の役職を示した。「国立国会図書館職員一覧」『満鉄

調査部から国会図書館へ：調査屋流転 別巻（文圃文献類従；68）』金沢文圃閣, 2019.4 参照。

- 5) 注 2)参照。
- 6) 『日本目録規則解説』日本図書館協会目録規則解説委員会編. 日本図書館協会, 1954. 274p.
- 7) 「ル・リーブル先生」が実在の人物か仮構の人物かは定かではないが、寄稿者（論争者）は、渋谷国忠を除き、大なり小なり、高木の趣向に合わせている。
- 8) 秋岡梧郎の考案による目録簿の一種。形態は、簿冊型の中身に一定数のルーズリーフ式台紙を入れて、台紙には1冊ずつ切り離された冊子目録が挟み込まれ、加除が自由になる。秋岡梧郎「一覽式カード簿について」『図書館雑誌』46(3)=336, p.18-19 参照。

(わなか みきお)
2021年4月23日受理